



JA住宅ローン プレミアムプラン

2024年4月1日～2025年3月31日までにお申し込みいただき、
本プランの適用条件を満たす方を対象に、
お借入時の店頭金利から年1.975%引き下げいたします。

JA三大疾病保障付住宅ローン「サポート3」

変動金利
2024年5月
店頭金利 年2.725%

年0.75%



JA三大疾病保障付住宅ローン「サポート3」とは？

死亡・所定の後遺障害の状態に加えて三大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞）が原因で
所定の状態と診断されたら住宅ローン残高が0円になる三大疾病保障特約付住宅ローンです。
ローン金利に上乗せ無しでご利用いただけます。

プレミアムプランを
ご利用いただける方

- 前年度税込年収500万以上の方または、税込合算年収700万円以上の方
- 勤続年数が3年以上の方
- 以下の①もしくは②の条件を満たす方
 - ①JAカードの保有者・または新規契約申込者かつJA口座への公共料金の口座振替指定者
または新規指定申込者（JAカードによる口座振替を含む。）
 - ②給与振込をJAにご指定いただける方 ※①の条件の一部しか満たせない場合は、0.1%上乗せとなります。

「おまとめ住宅ローン」も
ご利用いただけます！

他金融機関でお借入中のマイカーローン・教育ローン・ライフイベント資金等について、
住宅ローンに含めてお借入することが可能です。

（上限金額500万以下かつ住宅部分に対する貸付金額の2分の1以下）

※住宅ローン取得控除を受ける際に、目的型ローンの残高は控除対象として認められないこと、
また、民事再生法適用時の住宅取得資金特例措置を受けることができない可能性があります。

注意事項 ●当初より変動金利でお申込かつ変動金利を選択中に限り、適用いたします。
●表示金利は2024年5月1日時点のもので、金利は原則1カ月ごとに見直します。（金融情勢等の変化によっては、期間中に見直しさせていただく場合もあります。）
●当初より変動金利を選択された場合、お借入時の店頭金利から年1.975%引き下げが適用されます。
●三大疾病保障特約付団体信用生命共済（単生）に加入していただきます。また、団体信用生命共済もご選択いただけます（掛金はJA負担）。
●その他団体信用生命共済（保険）をご利用される場合は、お借入利率にJA所定の利率が加算されます。（最大年0.4%）
●団体信用生命共済（保険）のご加入にあたっては、引き受けに審査がございます。審査の結果によってはお客様のご希望に添えない場合もございます。
●また、ローンのご利用にあたっては、JAが指定する保証機関の審査が必要です。審査の結果によってはお客様のご希望に添えない場合もございます。なお、別途保証料が必要となります。（最大年0.4%）

「JAとの取引はこれから」というお客さまも お気軽にお問い合わせ・ご相談ください。（ご利用に際しては、組合員加入のための出資が必要となります）

菊池中央支所	0968-24-1111	泗水中央支所	0968-38-2711	大津中央支所	096-293-3211
七城中央支所	0968-25-2148	合志中央支所	096-248-1120	菊陽中央支所	096-232-2211
旭志中央支所	0968-37-3131	西合志中央支所	096-242-1163	本所 金融部	0968-23-3505

「J」A 三大疾病保障付住宅ローン商品概要

2024年 5月 1日現在

商品名	一般型	100%応援型	借換応援型
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員または組合員となる資格を有する方 ●融資実行日の満年齢が18歳以上51歳未満の方で、最終返済時の満年齢が80歳未満の方 		
お使いみち	●借入申込者または生計を同一にしているその家族が居住するための次の住宅・土地の購入等に必要資金および諸費用。 ●住宅の新築・購入および増改築・改装等とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換	●前年度税込年収150万円以上ある方	●前年度税込年収300万円以上ある方
お借入れ期間	3年以上50年以内とします。※他行住宅ローンからの借換の場合は、現在お借入れ中の住宅ローン残存期間の範囲内。		
お借入れ額	10万円以上10,000万円以内 自己資金が、所要金額（諸費用含む）の20%以上であることとします。	10万円以上10,000万円以内 所要金額（諸費用含むの範囲内となります。	10万円以上10,000万円以内 現在お借入れ中の住宅ローン残高とお借換えにあたって必要となる諸費用を加えた金額の範囲内となります。
お借入れ利率	<p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート/パーソナルプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 ●お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 		
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ●融資対象となる土地・建物に対して、第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。 ●融資対象住宅については、火災共済（保険）にご加入のうえ、借地上的建物などの場合には、火災共済（保険）金請求権に第一順位の質権を設定させていただくことがございます。 ●熊本県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます（別途、保証料が必要となります）。 <p>【保証料】保証料率：年0.10%～年0.40%（別途一律保証料3万円（非課税）がかかります） ①一括払い方式と②分割払い方式のいずれかを選択できます。</p>		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ※一部J Aにおいてはご融資時に手数料（最大55,000円；税込）が必要となります。詳しくはJ A窓口でご確認ください。 ※全J A統一金利ではないため、実際の金利は各J Aにお尋ねください。 ※ローン商品の詳しい内容については、店頭または、ホームページの説明書をご覧ください。 ※店頭にて返済額の試算を承っております。 ※住宅ローンをご利用中に、繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途J A所定の手数料（最大44,000円；税込）が必要となることがあります。詳しくはJ Aにお問い合わせください。 ※J Aネットワークで一部繰上返済（全額繰上返済は対応不可）を行う場合、手数料は無料です。 ※現在利用中のJ A住宅ローンのお借換えにはご利用いただけません。 ※引下げ後の金利適用期間中にご返済の滞りなどが発生した場合には引下げ後金利の適用を中止し、店頭金利に引き上げさせていただきます。 		
付帯される共済についての概要	正式名称	三大疾病保障特約団体信用生命共済	
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、18歳から50歳までとなります。
		告知	今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合にはご加入いただくことができません。健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、加入をお断りすることがあります。
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJ A窓口にお問い合わせください。
	お支払	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（J A）に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。※約定利息、約定延滞利息および延滞損害金について、ご負担いただく場合があります。	
1. 死亡されたとき			
2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき			
3. 三大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、以下の状態になられたとき			
お支払	悪性新生物（がん）	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。	
	急性心筋梗塞	保障開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	
	脳卒中	保障開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
共済金が支払われない場合	<p>被共済者が次のいずれかに該当した場合、（ ）の共済金のお支払いができません。</p> <p>①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき（後遺障害共済金・三大疾病共済金）⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）</p> <p>※上記「共済金のお支払」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。</p>		
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明【要約】」、「申込ご記入のご案内」、共済のしおりおよび「三大疾病保障特約団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。			

■詳しくはお近くのJ A窓口までお気軽にお問い合わせください。